地方自治法 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号) 第 234 条第 2 項、地方自治法施行令 (昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年2月16日

横浜市契約事務受任者 教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要 下田小学校給食室給排気ファン修繕
- 2 履行場所 横浜市立下田小学校(住所:港北区下田町四丁目10番1号)
- 3 契約日 令和4年11月18日
- 4 履行日 令和4年11月18日
- 5 契約金額 999,900円
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市金沢区鳥浜町3-20 ョコソウマシニカル株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 給食室の給排気ファンが止まることによる衛生面及び学校給食提供の影響を考え、緊急契 約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由 横浜市の有資格者名簿から、迅速に対応ができ、過去同等の修繕実績のある優良な業者 を選定した。